福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」で被災された方にお知らせです。

最大約150万円が受け取れる

住まいの復興給付金

給付申請はお済みですか？

東日本大震災で所有していた住宅が被害に遭われた方で、消費税率８％引上げ（2014年4月1日）以降に新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その後居住する場合、消費増税分相当の給付が受けられます。

重要 対象住宅と申請期限

対象住宅

被災住宅(*)が福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」に所在する場合

再建した住宅の引渡期限が延長されました。

2029年12月31日までに引渡しを受けた住宅

被災住宅が岩手県・宮城県・福島県（上記を除く）に所在する場合の申請受付は終了しました。

＊：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅

申請期限

住宅の引渡しから**1年以内**

申請書の入手方法

- 被災自治体の窓口で入手
- ホームページからダウンロード https://fukko-kyufu.jp

※申請書が入手できない場合は、下記の「住まいの復興給付金事務局コールセンター」までお問合せください。

申請書の郵送先

〒983-8799 仙台東郵便局私書箱 15 号　住まいの復興給付金申請係

■住まいの復興給付金事務局コールセンター

フリーダイヤル（無料）

0120-250-460

受付時間／9:00～17:00（火曜・水曜のみ＊祝日・振替休日は休み）

■住まいの復興給付金ホームページ

https://fukko-kyufu.jp

ホームページでは、制度内容の確認や給付金額のシミュレーションも行えます。

対象要件と給付金額は…

新築住宅を「建築・購入」、または中古住宅を「購入」した場合

給付申請額

再取得住宅の床面積
（最大175㎡まで）

×

給付単価
消費税率10%：8,550円
消費税率8% ：5,130円

×

再取得住宅の持分割合

- 区分所有の場合は、専有部分の床面積
- 用途が「住宅」以外の店舗等を含む場合は、住宅部分の床面積
- 175㎡を超える場合は、175㎡分

対象者

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

❶被災住宅を所有していた方
※被災時点（2011年3月11日時点）に所有していた方

❷再取得住宅を所有している方

❸再取得住宅に居住している方

❶～❸の要件すべてを満たしていない場合（被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合等）でも各要件を有する方が共同で申請することができます。

その他、ご不明点がある場合には、住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。

対象住宅

消費税率8%引上げ以降に、建築・購入した新築住宅、または宅建業者等から購入した中古住宅*であること（*売主が個人の場合は、非課税のため対象外です。）

被災住宅を「補修」した場合

給付申請額

A
被災時点での
被災住宅の床面積
×
給付単価

消費税率10%：2,800円
消費税率8% ：1,680円

AまたはBのどちらか金額の少ない方

B
補修工事費（税抜き）
×
0.05（消費税率10%時）
0.03（消費税率8%時）

対象者

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

❶被災住宅を所有している方
※被災時点（2011年3月11日時点）より所有している方

❷被災住宅の補修工事を発注した方
※実際に支払った補修工事の金額が100万円（税抜き）以上であること。

❸補修した被災住宅に居住している方

❶～❸の要件すべてを満たしていない場合（被災住宅の所有者と補修工事の発注者が異なる場合等）でも各要件を有する方が共同で申請することができます。

その他、ご不明点がある場合には、住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。

対象住宅

消費税率8%引上げ以降に、補修した被災住宅であること

【ご注意ください】
- 申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。
- （代表）申請者、および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。（建築・購入と補修の両方は申請できません。）
- 国土交通省が行っていた「すまい給付金」との併用はできません。
- 建築・購入費用や補修費用に対して消費税率5%が適用されている場合は対象外です。
- 補修の申請において、複数回の補修工事を行い、消費税率（8%と10%）が混在する場合、給付単価は低い方の消費税率（8%）が適用となります。
- 申請書のほかに、り災証明書等や不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本等の、添付書類が必要です。詳しくは、住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ